

のであります。

ところが意外には会社はその日、あれ程固く約束されたにもか、はらず、全然態度を翻し、六名に對して何等方法を講じられないばかりか、『六名は会社の人間ではない、従つて会社の知つたことではない』と挑戰的な放言をされたのであります。その会社のあまりの豹變、無信義に驚いた伊藤、仲の兩君は職場に歸り、二時半の休みを利用してこれを報告したのであります。

ところが早川倉庫係長は如何なる計畫があつたものか、直ちに日比谷署の警官十數名を呼んで同君外五名を検束させ拘留にさせてしまつたのであります。同君等の讒首はこの拘留中に行はれたのであります。

以上によつてもこの報告が勤務時間中ではなくて休憩時間中であり、又同君等がかやうな報告をなさざるを得なかつたのは正に会社の無責任な約束と態度の豹變にあることは明かであります。

然も同君等は高潔なる人格者として全従業員の敬慕を集めて居つた模範従業員であります。

事情はかくの如くであるにもか、はらず、会社は一回の事實調査もされず、同君等の辯明をも聞かれず、直ちに同君等を餓死につき落す讒首の處置を取られたことは明かに失當であると信するのであります。

慘虐冷酷、偽瞞的な裁判所に於てさへ一應は被告の云ひ分を聞くのであります。

かうした誤りなき確實な理由から、更に会社の考慮を促し、再嘆願に及ぶ次第であります。

二、横山君外五名を復職させ、辭令を交附されたきこと。

理由

すでに(一)の理由に於ても明なごとく、古屋課長すらが会社の非を認められ、同君等が会社のものであることは認められてゐるのであります。

即ち同君等六名はわれわれの人社を全く同様に会社の僱員として入社し、給料も会社から支給され、辭令も『二三ヶ月後には必ず出す』と言明されてゐたのであります。

それ故同君等も勿論そのつもりで職務に精勵し今日に至つたのであります。辭令の交附があまりのびくになつてゐるため、古屋課長に交渉した所、同課長は『調査して一日も早く出す』と言明されたのであります。

これ等の事實からしても同君等が会社の僱員でないといふ如きは奇怪極まることなのであります。

然るに今月六日突如辛酉商會から同君等に對し、藪から棒に『もう使はぬ』といつて來たのであります。

驚いて調査すると同君等の籍は何時の間にか会社からひそかに辛酉商會に移されてゐたのであります。

依つて前記伊藤、仲の兩君を代表者として会社に交渉しました所、十一日には會社のものであることを認められ十二日には會社のものではないといはれてゐるのであります。

そして守衛に命じて門を固めさせ同君等を一步も職場に入れないのであります。

然し以上の理由によつて同君等が会社の僱員であり又その讒首が會社のものであることは、明かでありますから責任を辛酉商會に轉嫁されず、同君等を復職せしめ辭令を交附されるやう嘆願いたします。

三、今後絶対に讒首をせざる旨聲明されたきこと。

理由

会社は去る十六日付を以て『失職者を出さざる方針の下に努力しつ、あり』との聲明書を送せられましたが、方針の下に努力だけでは全く信頼が出来ず、又現にその聲明がありながら前記六名、つゞいて二名、更には靜岡に於て七名の不當轉勤がある等、われわれ従業員はその不安のために安心して職務につき得ない状態にあります。それ故、眞に会社が今後讒首しないならば、『今後絶対に讒首しない』旨の聲明を文書を以てされたいのであります。

又若し会社が眞に讒首をしないのであつたならば、その聲明書を發することは易々たるものであらうと信するののであります。

四、待遇改善の嘆願に對して速に回答されたきこと。

理由

押しせまる不景氣、物價の騰貴と薄給のためわれわれ従業員は貧窮のどん底に落ちいつて居ります。それ故、さきに提出した嘆願は我々の生命を維持し、作業を繼續するには絶対に必要であります。

かゝる理由によつてこの嘆願に對し速かに回答されんことを嘆願いたします。

以上

昭和三年七月卅一日

東電従業員爭議團
關東電氣労働組合

東京電燈株式會社

社長 若尾 璋 八 殿